

宇都宮市医療的ケア児 在宅レスパイト事業のご案内

1 事業概要

在宅の医療的ケアを必要とする児童とその家族を地域で支えるサービスとして、訪問看護ステーション等の看護師が、家族の代わりに介護を提供し、家族の休息時間の確保や介護の軽減、きょうだい児と過ごす時間の創出を図るものです。

自宅で、医療保険の適用対象となる訪問看護サービスを受けた場合、健康保険法その他の助成制度の適用対象となる時間を除いた分の費用を、市が助成します。

(1) 利用時間

医療的ケアを必要とする児童1人につき、1日1回1時間～4時間、年間（年度単位）48時間を上限とします。

※ 年度途中からの申請の場合、年度内の残月数×4時間を上限とします。

※ 医療保険が適用される訪問看護と併用が可能です。

（例：医療保険適用の訪問看護1時間30分と本事業1時間30分の合計で、3時間の家族の休息時間が確保できます。）

（注意）利用時間は、訪問看護ステーション等のサービス提供可能な範囲内となります。

(2) 利用者の自己負担額

自己負担はありません。ただし、訪問看護費の他に発生する実費（交通費等）や、当日のキャンセル料等については、利用者と訪問看護ステーション等との定めによるものとします。

2 対象者

以下の全ての要件に該当する医療的ケアを必要とする児童の家族です。

【医療的ケアを必要とする児童の要件】

- ・ 宇都宮市内に住所を有すること。
- ・ 0歳～18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。
- ・ 在宅で同居の家族による介護を受けて生活していること。
- ・ 医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としていること。
- ・ 訪問看護により医療的ケアを受けていること。

3 利用手続

申請書及び必要書類を、利用されている訪問看護ステーション等を経由または持参、郵送により宇都宮市子ども発達センター（宇都宮市鶴田町970番地1）にご提出ください。

申請書は市ホームページ（<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>）からダウンロードできます。詳細は市ホームページをご確認ください。

（トップページ＞暮らし＞障がい者の方へ＞子ども発達センター＞医療的ケア児在宅レスパイト事業）

（注意）申請の際は、現在利用されている訪問看護ステーション等へご相談ください。



【問い合わせ先】

宇都宮市 子ども発達センター 交流・管理グループ
〒320-0851 宇都宮市鶴田町970番地1
TEL：028-647-4721